

令和4年第2回

十和田地域広域事務組合議会
定例会会議録

令和4年第2回定例会議録目次

令和4年11月29日（火曜日）

○ 議事日程第1号	3
○ 本日の会議に付した事件	4
○ 出席議員	4
○ 欠席議員	4
○ 説明のため出席した者	4
○ 職務のため出席した事務局職員	5
○ 開 会	6
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	6
○ 日程第2 会期の決定	6
○ 日程第3 一般質問	6
○ 日程第4 認定第1号 令和3年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第24 議案第22号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 2
○ 日程第4 認定第1号 令和3年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	1 6
○ 日程第5 認定第2号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について	1 7
○ 日程第6 認定第3号 令和3年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について	1 7
○ 日程第7 認定第4号 令和3年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について	1 7
○ 日程第8 認定第5号 令和3年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定について	1 8
○ 日程第9 認定第6号 令和3年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について	1 8
○ 日程第10 認定第7号 令和3年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 9
○ 日程第11 認定第8号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について	1 9
○ 日程第12 報告第1号 専決処分の報告について	1 9
○ 日程第13 報告第2号 専決処分の報告について	2 0
○ 日程第14 議案第13号 令和4年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）	2 0
○ 日程第15 議案第14号 令和4年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第1号）	2 1
○ 日程第16 議案第15号 令和4年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第1号）	2 1

○ 日程第 17 議案第 16 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合清掃特別 会計補正予算（第 1 号）	2 2
○ 日程第 18 議案第 17 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合衛生特別 会計補正予算（第 1 号）	2 2
○ 日程第 19 議案第 18 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合火葬特別 会計補正予算（第 1 号）	2 2
○ 日程第 20 議案第 19 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合十和田市 消防団事務受託事業特別会計補正予算（第 1 号）	2 3
○ 日程第 21 議案第 20 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合消防通信 指令事務協議会特別会計補正予算（第 1 号）	2 3
○ 日程第 22 議案第 21 号 十和田地域広域事務組合長期継続契約を締結 することができる契約を定める条例の制定について	2 4
○ 日程第 23 同意第 1 号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命 について	2 4
○ 日程第 24 議案第 22 号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	2 5
○ 閉 会	2 5

令和4年第2回十和田地域広域事務組合議会定例会議決結果表

開会 令和 4年11月29日

閉会 令和 4年11月29日

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
認定第1号	令和3年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	令和4年 11月29日	認 定
認定第2号	令和3年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第3号	令和3年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第4号	令和3年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第5号	令和3年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第6号	令和3年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第7号	令和3年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第8号	令和3年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
報告第1号 専決第1号	専決処分の報告について 令和3年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第4号）	〃	承 認
報告第2号 専決第2号	専決処分の報告について 十和田地域広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第13号	令和4年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）	〃	原案可決
議案第14号	令和4年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第15号	令和4年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第16号	令和4年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第1号）	〃	〃

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第17号	令和4年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計補正予算（第1号）	令和4年 11月29日	原案可決
議案第18号	令和4年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第19号	令和4年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第20号	令和4年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第21号	十和田地域広域事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	〃	〃
同意第1号	十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について	〃	同 意
議案第22号	十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	原案可決

議事日程第 1 号

令和 4 年 1 1 月 2 9 日（火）午後 2 時 3 0 分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 一般質問

第 4 認定第 1 号 令和 3 年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第 5 認定第 2 号 令和 3 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 認定第 3 号 令和 3 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 認定第 4 号 令和 3 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 認定第 5 号 令和 3 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 認定第 6 号 令和 3 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 0 認定第 7 号 令和 3 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 1 認定第 8 号 令和 3 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 2 報告第 1 号 専決処分の報告について

専決第 1 号 令和 3 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第 4 号）

第 1 3 報告第 2 号 専決処分の報告について

専決第 2 号 十和田地域広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 4 議案第 1 3 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

第 1 5 議案第 1 4 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 6 議案第 1 5 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 7 議案第 1 6 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 8 議案第 1 7 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 9 議案第 1 8 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第 1 号）

第 2 0 議案第 1 9 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 第 2 1 議案第 2 0 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 2 議案第 2 1 号 十和田地域広域事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 第 2 3 同意第 1 号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について
- 第 2 4 議案第 2 2 号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	山	田	洋	子
2 番	中	嶋	秀	一
3 番	長	根	一	男
4 番	久	田	伸	一
5 番	佐々木		勝	
6 番	澤	上	訓	
7 番	櫻	田	百合子	
8 番	斉	藤	重	美
9 番	山	本	実	
10 番	苔米地	繁	雄	
11 番	尾	形	裕	之
12 番	横	道	一	男
13 番	久	慈	年	和
14 番	堰野端	展	雄	

欠席議員（1名）

15 番 豊 川 泰 市

説明のため出席した者

管 理 者	小山田	久
副 管 理 者	吉 田	豊
副 管 理 者	成 田	隆
副 管 理 者	北 舘	康 宏
新 郷 村 副 村 長	横 田	堅 悦

五戸町健康増進課長	赤坂真弓
事務局 長	中屋敷徳浩
消 防 長	寺地充宏
次 長	川村博秀
警 防 課 長	滝澤文隆
予 防 課 長	山崎一行
通信指令課長	川村宏範
十和田消防署長	三浦隆一
六戸消防署長	氣田安裕
十和田湖消防署長	山田隆行
会計管理者	山端さゆり
監 査 委 員	久保光造
監査委員事務局長	堰野端節子
教 育 長	丸井英子
教 育 部 長	小川友恵
教育総務課長	原田克人
学校給食センター所長	越田 守

職務のため出席した事務局職員

次 長	白山利明
次 長 補 佐	角浜 篤
次 長 補 佐	盛田 均
推 進 監	今泉 卓也
施設係 長	舘林 伸吉
財政係 長	平野 隆志
主 査	佐々木 大樹

開 会

午後 2 時 3 0 分 開会

○副議長（山本 実） 出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和 4 年 1 1 月 1 5 日告示招集されました令和 4 年第 2 回十和田地域広域事務組合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めてまいります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○副議長（山本 実） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、1 番山田洋子議員、2 番中嶋秀一議員、両名を指名します。

日程第 2 会期の決定

○副議長（山本 実） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定しました。

日程第 3 一般質問

○副議長（山本 実） 日程第 3、一般質問を行います。

質問は、通告により議長において指名をいたします。

それでは、指名をいたします。

1 番山田洋子議員。

○1 番（山田洋子） 1 番、十和田市議会選出の山田洋子です。

通告に従い、一般質問いたします。

1、ドローンを活用した防災対策についてお伺いいたします。地震や豪雨など災害の被害状況を迅速に確認し、被災者の救出につなげるため、総務省は全国の消防本部にドローンを配備する方針を取り、搜索活動や火災調査などで貢献できるとして導入を進めています。ドローンには様々な機能をつけられ、熱画像撮影機能、暗渠撮影機能、高倍率、ズーム機能、物件の搬送、投下機能などがあり、そして全国の消防署員を対象にした研修をはじめ人材育成に力を入れております。

当組合では、きのこ狩りや山菜狩りシーズンの行方不明者、林野火災、土砂災害、水

害などに対応するためにも、ドローンは有効ではないかと考えます。そのため、購入する費用の7割を交付税で措置するこの制度を利用し、的確な災害状況を収集する取組を検討すべきだと考えますが、災害時を含めたドローンの有効性についての考え方と導入についての見解をお聞かせください。

次に、2、十和田地域広域事務組合一般会計における職員の勤務状況についてお聞きいたします。働き方改革につきましては、長時間労働や過労死の問題など、社会問題として大きくクローズアップされ、職員が心身ともに健康で職務を遂行することが基本であり、生き生きと仕事に励み、能力を最大限に発揮することも重要な視点であることから、人材育成の取組も大変重要であると考えます。

令和3年度の報告から、質問項目2点に不明なところがありましたので、(1)、管理職手当の対象について、(2)、時間外勤務手当の内訳について説明を求めます。

以上で壇上からの質問を終わります。

○副議長（山本 実） 小山田管理者。

○管理者（小山田 久） 山田議員のご質問にお答えいたします。

私からは、当組合でドローンを導入する考えについてにお答えいたします。

当組合におきましては、平成30年に民間団体との間で消防活動における無人航空機による協力に関する協定を締結しております。今年5月に発生した法量夏間沢地区の林野火災では、赤外線カメラを搭載したドローンにより偏在する熱源を的確に把握し、早期に鎮火することができました。

このように、現在は必要とされる災害現場においてドローンを活用できる、そのような状況になっております。したがって、今後は消防本部におけるドローンの全国的な状況等を踏まえ、必要に応じて検討してまいりたいと、そのように考えております。

その他のご質問につきましては、消防長等から答弁をさせます。

以上、壇上からの答弁といたします。

○副議長（山本 実） 消防長。

○消防長（寺地充宏） 消防業務におけるドローンの有効性についてお答えいたします。

まず第1に、林野火災など、全体の状況把握が困難な火災現場では、燃えの方向性や焼損範囲の把握、また燃え残り箇所の特特定が可能になることで早期鎮火が期待できます。

第2に、山岳救助や水難事故など、人命救助が求められる現場では、上空から要救助者を捜索することで活動範囲を大きく広げることができます。特に赤外線カメラを装着したドローンでは、人の体温を感知することにより、早期発見、救出に役立つものと認識しております。

第3に、近年全国的に多発している大雨等による自然災害現場では、人の立入りが困難な場所にも接近することが可能であり、正確な被害状況の把握により、隊員の安全と効果的な災害活動ができるものと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 実） 事務局長。

○事務局長（中屋敷徳浩） 管理職手当についてのご質問にお答えいたします。

十和田地域広域事務組合職員の管理職手当は、職員の給与に関する条例第8条で、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で指定するものについて、その職務の特

殊性に基づき、規則で定める基準に従い支給するとしており、事務局における手当の支給対象者は事務局長及び事務局次長の2名となっております。

次に、時間外勤務手当の内訳についてのご質問にお答えいたします。

一般会計では、事務局の総務係及び財政係の職員について措置しており、主に財政係においては決算、予算の時期に時間外勤務が多く発生する状況となっております。また、その中においては職員の異動の時期、また手当、年末調整の時期等について時間外勤務が多くなっている状況となっております。

以上です。

○副議長（山本 実） 1 番。

○1 番（山田洋子） ご答弁ありがとうございます。

順次再質問してまいります。

まず、ドローンの導入についてですけれども……

○副議長（山本 実） 山田議員、少しお待ちください。

○1 番（山田洋子） すみません。ありがとうございます。

答弁にあった夏間沢での火災現場で、残火探索でドローンが活用されておりましたけれども、ドローンの投入の決定や経緯、タイミングなど、お聞かせください。

○副議長（山本 実） 消防長。

○消防長（寺地充宏） ただいまのご質問にお答えをいたします。

本火災は、5月9日に発生しておりまして、第1到着の隊長等からもかなり広範囲で消火が非常に困難という報告が来ております。まずは、ドローンでの消火活動は当然ちょっと困難でございますので、状況確認の部分で当然最初検討の項目には入ってございましたが、まずは県の防災ヘリを活用した上空偵察を第一に依頼してございます。

そして、その後、ある程度火災が落ち着いた段階で、非常に面積が広範囲であるということと、残火の確認が非常に困難であるという状況から、ドローンの赤外線カメラの活用を優先いたしまして、4日目と5日目、2日間、ドローンの熱画像カメラの活用をして、大変効率よく消火活動をやったという状況でございます。

以上です。

○副議長（山本 実） 1 番。

○1 番（山田洋子） ドローンの活用、残火探索、お話聞きに伺いましたけれども、すごく有効だった、本当にあの確認が目視では確認できないものだったので、その有効性は私もすごく感じております。

災害時の民間事業者との連携というのは、有効な災害対応の一つではあるのですけれども、ドローンは伺いますと、初動が早いほど有効であるというお話もいただきまして、そういった連携では後手になる、そういったことが懸念されますけれども、今回のことを受けまして、今後の改善など、そういった部分はあったのか伺います。

○副議長（山本 実） 消防長。

○消防長（寺地充宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の活用方法といたしましては、赤外線カメラを活用した残火処理ということでございました。これを例えば人命救助が最優先となりますとすると、人命救助にドローンが携わることになりますと、当然協力団体に依頼している時間、また来てもらう時間、

またお願いしてもすぐ来られるかどうか分からないという可能性もないとは言えないと思います。幸い今回協定を締結している団体は、十和田市にございまして、非常にその技術も高く、その団体の規模も、ドローンの操縦士も約15名、そしてドローンの機体数も産業用、農業用合わせまして約20機を保有しているということで、可能な限り迅速に対応していただくということを了承していただいておりますので、ただし今後はこういった応援体制、運用体制も踏まえまして、ドローン等について検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（山本 実） 1 番。

○1 番（山田洋子） そうなのですね。すごく協力体制が整っていて、その点では安心をしているところですが、このドローン配備の交付税7割補助というのを消防庁やっていますけれども、令和7年度までのものでしたので、スピード感を持ってやっていただければ、その分物資輸送ですとか、リードロープの運搬だとか、情報収集以外での運用も期待されています。そうした操縦の技術の習得というのはすごく時間がかかるということでしたので、そういった平時のときに、いざというときの準備をしていただくということで、ドローンの導入と人員の配置、教育や訓練などのほうにもぜひ力を入れていただきたいと要望いたします。

ドローンは以上になりますけれども、続きまして一般会計における職員の勤務状況について再質問させていただきます。

まず、時間外勤務の職員の交代のタイミングですとかあったということでしたけれども、時間外勤務が多かった、例えば令和3年度分の一番多かった職員の時間外、休日出勤分について把握されていまして、状況を伺います。

○副議長（山本 実） 事務局長。

○事務局長（中屋敷徳浩） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和3年度において、1人の職員が一番時間外勤務をしたのは、1月、2月の予算編成並びに定例会の時期となっております。手元に休日出勤についての時間は資料を持ち合わせておりませんが、その月については90時間行っております。

以上です。

○副議長（山本 実） 1 番。

○1 番（山田洋子） 分かりました。

令和3年度で一番多かったのが1月、2月の予算、定例会時期ということでしたけれども、この時間外勤務、月45時間以上残業する場合は、上司の方の許可ですとか、そういった超過勤務を行う体制はどうなっているのか伺います。

○副議長（山本 実） 事務局長。

○事務局長（中屋敷徳浩） ただいまの質問にお答えいたします。

この時期に限らず、通常といいますが、恒常的に時間外勤務を行う場合には、上司である係長並びに事務局次長からの決裁を経た上で勤務を行っているところです。

以上です。

○副議長（山本 実） 1 番。

○1 番（山田洋子） 分かりました。

それでは、90時間を超えているときも、いないようなとき、90時間には満たないけれども、45時間以上の場合はそれぞれ許可を取ってやっているということでしたけれども、これは残業命令などがありまして残業をされているのか、職員の方が許可を取った上、自発的に残業されているのか、その辺り、ちょっとお伺いいたします。

○副議長（山本 実） 事務局長。

○事務局長（中屋敷徳浩） ただいまの質問にお答えいたします。

実際には職員が業務の進行状況等を見ながら、時間外勤務をしてもよろしいかということで伺いを立てて、それに対して決裁をして実行していただくという流れになっております。

以上です。

○副議長（山本 実） 1 番。

○1 番（山田洋子） 分かりました。

こうやって質問をしますのも、市民の方からちょっと働き方がおかしいのではないかと、調査というようなことをしたほうがいいのではないかというお話がありました。それによりますと、その方は令和3年度も、そして令和4年度、この10月、11月にあっても、広域事務組合の事務所が夜間、夜10時頃でしょうか、9時、10時頃まで、平日ですけれども、あと土日の休日も夜まで仕事をしているという、そういうのはおかしいのではないかという、働き方がおかしいのではないかということで、気になって度々に見に行っているということでございました。それで、連日もう残業というのが、1人の職員の方が事務所の中にいるようだというので、そういったお話と、このいただきましたご答弁と時間外の期間を考えると、先ほど休日出勤分については詳しいことは分からないということでしたけれども、かなり平日の残業だけだとこの金額に届かないのではないかということになりますけれども、その辺りは休日出勤分が多いのか、平日残業分が多いのかなど、分かりましたら、もう一回お願いいたします。

○副議長（山本 実） 事務局長。

○事務局長（中屋敷徳浩） ただいまの質問につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、平日の時間外並びに休日の時間外の内訳については、本日資料を持ち合わせておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（山本 実） 1 番。

○1 番（山田洋子） これは、休日出勤について把握はしている。許可も出て、把握はしているけれども、今持ち合わせていないということで、後で報告などをいただけるということでしょうか。

○副議長（山本 実） 事務局長。

○事務局長（中屋敷徳浩） ただいまの件につきましては、後ほど山田議員のほうに報告させていただきたいと思っております。

○副議長（山本 実） 1 番。

○1 番（山田洋子） ありがとうございます。

公務員の方が市民から理解してもらえないような働き方、疑惑を持たれたというのはどういうものかなと思っていまして、特定の職員の時間外勤務が多い場合に問題が考え

られますけれども、超過勤務によって健康確保措置を怠っているということになりますと、その責任の所在も明らかにしなければいけないということにもなりますし、また逆に職員が係長ですとか事務局長、上司の方の許可を得ているとはいえ、その働き方の内容が認められないような働き方をしているということもありますようで、そういった場合は不当な残業代請求がされているということにもなります。今後、その場合は配置転換ですとか、様々なことの処分を検討されるという、それについてもちょっとどちらにしても大きなことになってしまいます。

そのような疑念が市民の方から持たれていることについて、このようなちょっと例年に比べてこの時間外勤務が多かったというの也有ります。今いただきましたご答弁の内容で、それが全部カバーできるような残業時間ではないなというのもありました。時間外勤務だと25%、休日労働だと35%、深夜労働だと25%時間外ということですが、そういったことが本当に正しく使われているのかどうか、この辺りの管理者、監査の勤務実態についてどのようなお考えを持たれているのか、見解をお伺いしたいです。

○副議長（山本 実） 事務局長。

○事務局長（中屋敷徳浩） ただいまの質問にお答えいたします。

昨年度の時間外の勤務数等を見ましても、恒常的に常に時間が多いということとか、あと年度によって時間外勤務が多い職員は、例えば昨年度と今年度、違う方になっていきますので、恒常的に、常に多い時間外をやって、先ほど不当ではないかというようなご発言もありましたが、時期的に続いていないということ、同じ人となっていないことなどから、そのような実態はないものと判断しております。

以上です。

○副議長（山本 実） 1 番。

○1 番（山田洋子） そのような実態はないということでご答弁いただきました。これが本当に必要な残業であれば、適正な今のご答弁にあった処理をされているということで、何ら問題はない、理解ができるということなのですからけれども、今資料が手持ちにないということで、後で提出いただけるということだったのですが、この休日出勤分の例えば1月、2月の記録が大分あるようでございますけれども、その休日出勤分、例えばあったかなかったかと、その辺はわかりますか。

○副議長（山本 実） 事務局長。

○事務局長（中屋敷徳浩） ただいまの質問にお答えいたします。

私自身は、今年度からの配置ですので、私の目で確認したわけではありませんが、確認したところ、休日の出勤もあったということで確認いたしました。

以上です。

○副議長（山本 実） 1 番。

○1 番（山田洋子） 休日出勤があったけれども、適正な範囲内だったと考えられる勤務時間だったということですのでよろしいのですか。

○副議長（山本 実） 事務局長。

○事務局長（中屋敷徳浩） ただいまの質問にお答えいたします。

私の立場としては、そのように判断しております。

以上です。

○副議長（山本 実） 1 番。

○1 番（山田洋子） これが頂いた資料、常勤職員 4 名で上半期で 3 4 7 時間の時間外労働があるという内容の資料を頂いたのですが、これがお話を伺ったのと今のご答弁で割ると、本当に休日出勤が多くないとちょっと難しいなという時間の流れでもありましたので、後から提出されるということですが、今の時点ではこの答弁にもちょっと納得できないのです。

それで、もう一度この職員の方の働き方というのを、本当に正当な理由で、残業が物すごく多いもので、不当な残業があるのかということも確認をしていただく調査を行っていただきたい。それと、そういったことを監査のほうでもちゃんと把握して報告していただきたい。そういった職員の働き方というのをもう一度考えて再調査していただきたいと要望いたします、全ての質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（山本 実） 以上で山田洋子議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終了します。

ここで暫時休憩をします。

午後 2 時 5 9 分 休憩

午後 3 時 0 0 分 再開

○副議長（山本 実） 休憩を解いて会議を開きます。

日程第 4 認定第 1 号 令和 3 年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第 2 4 議案第 2 2 号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（山本 実） 日程第 4、認定第 1 号 令和 3 年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 2 4、議案第 2 2 号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの認定 8 件、報告 2 件、議案 1 0 件、同意 1 件を一括上程いたします。

この際、管理者から提案理由の説明を求めます。

小山田管理者。

○管理者（小山田 久） 令和 4 年第 2 回定例会の開会にあたり、提案いたしました議案についてその概要をご説明申し上げます。

認定第 1 号の令和 3 年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額 7, 1 6 2 万 1, 0 0 0 円に対し、歳入決算額 7, 1 6 4 万 9, 5 2 5 円、歳出決算額 6, 5 8 9 万 2, 9 7 0 円で、歳入歳出差引額の 5 7 5 万 6, 5 5 5 円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第 2 号の令和 3 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて申し上げます。歳入歳出予算現額 1 5 億 7, 4 1 3 万 4, 0 0 0 円に対し、歳入決算額 1 5 億 7, 6 4 1 万 7, 8 8 7 円、歳出決算額 1 5 億 3, 6 2 6 万 4, 5 9 2 円で、歳入歳出差引額の 4, 0 1 5 万 3, 2 9 5 円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第 3 号の令和 3 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額 6 億 5 1 6 万円に対し、歳入決算額 6 億 5 1 1 万 5, 0 3 7 円、歳出決算額 5 億 9, 8 8 8 万 5, 3 4 2 円で、歳入歳出差引額の 6 2 2 万 9, 6 9 5 円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第 4 号の令和 3 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額 1 0 億 9 8 7 万 2, 0 0 0 円に対し、歳入決算額 1 0 億 5, 2 2 9 万 8 6 7 円、歳出決算額 9 億 5, 7 8 6 万 8, 4 9 7 円で、歳入歳出差引額の 9, 4 4 2 万 2, 3 7 0 円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第 5 号の令和 3 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額 3 億 3, 3 1 5 万 1, 0 0 0 円に対し、歳入決算額 3 億 3, 3 5 1 万 6, 1 9 0 円、歳出決算額 3 億 1, 0 3 1 万 3, 1 2 4 円で、歳入歳出差引額の 2, 3 2 0 万 3, 0 6 6 円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第 6 号の令和 3 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額 6, 7 7 2 万 9, 0 0 0 円に対し、歳入決算額 6, 8 7 5 万 6, 1 3 2 円、歳出決算額 6, 6 8 7 万 9, 4 1 0 円で、歳入歳出差引額の 1 8 7 万 6, 7 2 2 円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第 7 号の令和 3 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額 8, 6 4 0 万 4, 0 0 0 円に対し、歳入決算額 8, 6 4 3 万 6, 2 8 9 円、歳出決算額 6, 9 8 3 万 8, 3 4 7 円で、歳入歳出差引額の 1, 6 5 9 万 7, 9 4 2 円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第 8 号の令和 3 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額 7, 3 7 1 万 7, 0 0 0 円に対し、歳入決算額 7, 3 7 1 万 7, 3 6 4 円、歳出決算額 6, 6 7 6 万 2, 2 2 0 円で、歳入歳出差引額の 6 9 5 万 5, 1 4 4 円は翌年度へ繰り越すことになりました。

報告第 1 号の令和 3 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第 4 号)の専決処分は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、給食事業費を補正する必要が生じ、この補正に急を要したため専決処分したものであります。

報告第 2 号の十和田地域広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業の取得要件の緩和等所要の改正をする必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものであります。

議案第 1 3 号から議案第 2 0 号までの令和 4 年度十和田地域広域事務組合各会計補正予算については、令和 3 年度の決算に伴う繰越金を計上し、基金の積立て及び市町村負担金等を減額したほか、所要額を計上したものであります。

議案第 1 3 号の令和 4 年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算(第 1 号)について申し上げます。今回の補正は、歳入の組替えをいたしました。

議案第14号の令和4年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,094万9,000円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は16億4,314万9,000円となりました。歳出の主なものについては、基金の積立て及び林野火災事案に要した経費を追加したほか、エネルギー価格の高騰に伴う需用費の補正であります。

議案第15号の令和4年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ608万7,000円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は5億9,777万円となりました。歳出の主なものについては、基金の積立てを追加したほか、エネルギー価格の高騰に伴う需用費の補正であります。

議案第16号の令和4年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,384万7,000円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は11億3,042万4,000円となりました。歳出の主なものについては、基金の積立てを追加したほか、エネルギー価格の高騰に伴う需用費の補正であります。債務負担行為の補正については、見込額を計上いたしました。

議案第17号から議案第19号までの令和4年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計、火葬特別会計及び十和田市消防団事務受託事業特別会計の各会計補正予算（第1号）については、歳入の組替えをいたしました。

議案第20号の令和4年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ125万9,000円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は7,543万5,000円となりました。歳出の主なものについては、エネルギー価格の高騰に伴い、需用費を補正いたしました。

議案第21号の十和田地域広域事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるためのものであります。

同意第1号の十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命については、令和4年1月25日をもって任期満了となった十和田地域広域事務組合教育委員会委員、山本晃広氏を再び任命するためのものであります。

議案第22号の十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、青森県人事委員会勧告の内容に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定するためのものであります。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましては、その都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（山本 実） 小山田管理者。

○管理者（小山田 久） 先ほどの提案理由の説明における字句の読み違い等につきましては、議長において処理していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（山本 実） ただいま管理者からの発言訂正の申出については、議長において

これを処理します。

次に、認定第1号から認定第8号までの令和3年度各会計歳入歳出決算について、監査委員より決算審査の意見を求めます。

久保監査委員。

○監査委員（久保光造） 令和3年度広域事務組合決算審査意見。

認定第1号から認定第8号までの令和3年度十和田地域広域事務組合の一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見をご報告申し上げます。

審査の対象は、令和3年度十和田地域広域事務組合の一般会計、消防特別会計、学校給食特別会計、清掃特別会計、衛生特別会計、火葬特別会計、十和田市消防団事務受託事業特別会計及び消防通信指令事務協議会特別会計の8会計でございます。

審査の期間は、令和4年8月17日から令和4年10月12日までであり、審査に当たっては、各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に主眼を置き、実施いたしました。

その結果、審査に付された決算書等は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

その概要及び意見については、次のとおりでございます。決算審査意見書の3ページをお開きください。令和3年度一般会計の決算額は、歳入が7,164万9,525円、歳出が6,589万2,970円で、前年度に比べて歳入は12.0%、歳出は12.2%とそれぞれ増加しており、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の575万6,555円となっております。

また、特別会計の決算額は、消防特別会計、学校給食特別会計、清掃特別会計、衛生特別会計、火葬特別会計、十和田市消防団事務受託事業特別会計及び消防通信指令事務協議会特別会計の7会計の合計で、歳入が37億9,624万9,766円、歳出が36億681万1,532円で、前年度に比べて歳入は12.0%、歳出は12.3%とそれぞれ減少しており、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の1億8,943万8,234円となっております。

なお、当年度末における基金の現在高は、消防施設整備基金が3,999万8,951円、学校給食センター厨房設備整備基金が2,263万1,641円、清掃事務財政調整基金が10万5,308円となっており、前年度末に比べて合計額で2,110万8,912円の増となっております。

また、地方債の当年度末における現在高は、消防特別会計、衛生特別会計、火葬特別会計の3会計で合わせて24億8,791万8,162円となっており、前年度末に比べて1億883万4,487円の減となっております。

令和3年度各会計における総括的な決算状況は以上のとおりであります。歳入の大部分が組織市町村からの負担金であり、また歳出においては限られた予算の中で効率的な執行に努めており、一般会計及び特別会計とも健全に運営されているものと認められました。

当組合が所管する業務は、住民生活に密接に関係しており、事故等により業務の遅滞が発生すれば、その影響は重大なものとなります。このことから、事業の現状を的確に

分析し、経費節減及び事務事業の合理化に努めるとともに、長期的視点に立った計画的かつ効率的な事業運営を図り、地域住民の快適で住みよい生活環境の実現に一層努力されるよう望むものであります。

以上、令和３年度十和田地域広域事務組合の一般会計、特別会計の決算審査意見をご報告申し上げます。

○副議長（山本 実） 以上で監査委員の決算審査の意見を終わります。

日程第４ 認定第１号 令和３年度十和田地域広域事務組合一般会計 歳入歳出決算の認定について

○副議長（山本 実） これより議案の審議に入ります。

日程第４、認定第１号 令和３年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

１番。

○１番（山田洋子） 各会計歳入歳出決算書７ページ、一般の歳出についてですけれども、先ほどちょっと一般質問いたしました時間外勤務手当について、許可を取って残業されているということでしたけれども、これは残業命令制ではないということで先ほど伺いました。それで、これは係長等による事前チェックを要する事前命令制へ変更するとか、そういった制度を導入するという、そういった考えはございませんでしょうか。

○副議長（山本 実） 事務局長。

○事務局長（中屋敷徳浩） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁したつもりだったのですが、あらかじめ勤務を行う前に係長、管理職等の決裁を受けてから実施しております。

以上です。

○副議長（山本 実） １番。

○１番（山田洋子） それで対応できていないところがあるので、あえて伺っていますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（山本 実） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） ご異議なしと認めます。

よって、認定第１号は認定することに決定しました。

日程第5 認定第2号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防特別
会計歳入歳出決算の認定について

○副議長（山本 実） 日程第5、認定第2号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防
特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決定しました。

日程第6 認定第3号 令和3年度十和田地域広域事務組合学校給食
特別会計歳入歳出決算の認定について

○副議長（山本 実） 日程第6、認定第3号 令和3年度十和田地域広域事務組合学校
給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定することに決定しました。

日程第7 認定第4号 令和3年度十和田地域広域事務組合清掃特別
会計歳入歳出決算の認定について

○副議長（山本 実） 日程第7、認定第4号 令和3年度十和田地域広域事務組合清掃
特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定することに決定しました。

日程第8 認定第5号 令和3年度十和田地域広域事務組合衛生特別 会計歳入歳出決算の認定について

○副議長（山本 実） 日程第8、認定第5号 令和3年度十和田地域広域事務組合衛生
特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定することに決定しました。

日程第9 認定第6号 令和3年度十和田地域広域事務組合火葬特別 会計歳入歳出決算の認定について

○副議長（山本 実） 日程第9、認定第6号 令和3年度十和田地域広域事務組合火葬
特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定することに決定しました。

日程第10 認定第7号 令和3年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○副議長(山本 実) 日程第10、認定第7号 令和3年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定することに決定しました。

日程第11 認定第8号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について

○副議長(山本 実) 日程第11、認定第8号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定することに決定しました。

日程第12 報告第1号 専決処分の報告について

○副議長（山本 実） 次に、日程第１２、報告第１号 専決処分の報告についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） ご異議なしと認めます。

よって、報告第１号は承認することに決定しました。

日程第１３ 報告第２号 専決処分の報告について

○副議長（山本 実） 日程第１３、報告第２号 専決処分の報告についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） ご異議なしと認めます。

よって、報告第２号は承認することに決定しました。

日程第１４ 議案第１３号 令和４年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第１号）

○副議長（山本 実） 日程第１４、議案第１３号 令和４年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 14 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合消防
特別会計補正予算（第 1 号）

○副議長（山本 実） 日程第 15、議案第 14 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合
消防特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 15 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合学校
給食特別会計補正予算（第 1 号）

○副議長（山本 実） 日程第 16、議案第 15 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合
学校給食特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 16 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合清掃
特別会計補正予算（第 1 号）

○副議長（山本 実） 日程第 17、議案第 16 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合
清掃特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 17 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合衛生
特別会計補正予算（第 1 号）

○副議長（山本 実） 日程第 18、議案第 17 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合
衛生特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 18 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合火葬
特別会計補正予算（第 1 号）

○副議長（山本 実） 日程第 19、議案第 18 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合
火葬特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第19号 令和4年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算(第1号)

○副議長(山本 実) 日程第20、議案第19号 令和4年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第20号 令和4年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算(第1号)

○副議長(山本 実) 日程第21、議案第20号 令和4年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第21号 十和田地域広域事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

○副議長(山本 実) 日程第22、議案第21号 十和田地域広域事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第23 同意第1号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について

○副議長(山本 実) 次に、日程第23、同意第1号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本 実) ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号は同意することに決定しました。

日程第２４ 議案第２２号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（山本 実） 日程第２４、議案第２２号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○副議長（山本 実） 以上をもちまして本定例会に付議されました事件の審議は全て終了しました。

よって、令和４年第２回十和田地域広域事務組合議会定例会を閉会します。

誠にご苦労さまでございました。

午後３時３９分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会副議長 山 本 実

同 議 員 山 田 洋 子

同 議 員 中 嶋 秀 一